

区役所敷地中央の道路について

1 現状道路の位置付け

世田谷区役所は、災害に強い街づくりの観点から「世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画」のエリアに配置され、敷地中央の道路は、国土舘大学一帯の指定広域避難場所へ避難する地区防災施設としての重要な役割を担った道路である。その他、区道（道路法）位置指定道路（建築基準法）としての法令による位置付けがある。

…地区防災施設（都市計画法等）

災害時には避難路や延焼を防ぐ道路として、日常では安心して往来のできる道路として、都市計画道路等に接続する適切な幅員をもつ道路。

2 現状道路の付け替え・廃止をする場合の主な課題

道路位置の付け替え

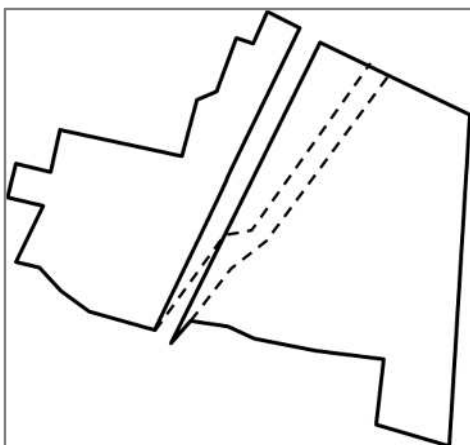
- ・第三庁舎にある災害対策機能は第一段階で維持しなければならず、東側建物が完成し移設後に新たな道路の整備となるため、付け替え時に新旧の道路形状を共存する時期が生じ、建物の工事とは別に道路の整備する期間の分、事業期間が長くなる。
- ・新たに付け替える先のT字路周辺には地盤の高低差があり、すりつけ・段差解消等が必要。
- ・関係権利者への配慮が必要。（道路位置の付け替えにあたり不利益をこうむる敷地が新たに生じないことなど。）

道路廃止

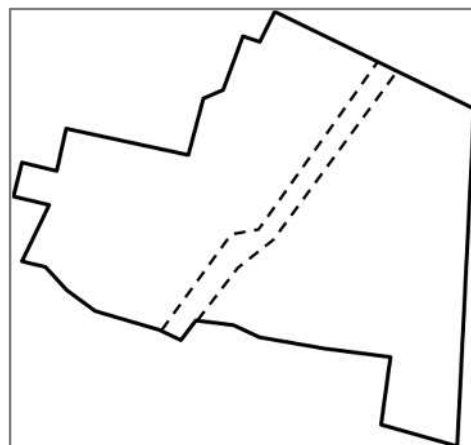
- ・道路を廃止するにあたり不利益をこうむる敷地が存在する。
- ・地区計画変更の手続きで工期が延伸する可能性がある。
- ・地区防災施設を廃止してもこれまで以上に地区の防災力が向上することが必要。

3 道路線形のイメージ図

付け替えたイメージ



廃止したイメージ



4 まとめ

前述の主な課題、廃止等による計画建物の手順や事業スケジュールなど総合的に勘案し工期をできるだけ短縮するためにも敷地中央の道路の位置は現状のままとしたもので検討を行う。